



## 2009年法人税確定申告に関する 新たなガイダンス

2010年1月29日付けOfficial Letter 353/TCT-CSを発行後に、財政省は2009年の法人所得税(法人税)に関する不明瞭な課税措置をより明確にする2010年6月7日付けOfficial Letter 7250/BTC-TCT(Official Letter 7250)を発行しました。

### 預金の利子所得及び資金貸付金の利子所得の算定

銀行預金及び資金貸付金の利子所得は借金利子に対して相殺できます。課税所得を算定する時に、相殺後の差額がプラス(+)の場合は他所得、マイナス(―)の場合は損金算入費用として認められます。

### 為替レート差額の所得算定

当期に発生する預金所得、資金貸付金の所得及び為替利益と同様に、当期に発生する為替利益及び期末の外貨建債務の再評価による為替利益は、当期に発生する為替差損及び期末の外貨建債務の再評価による為替差損と相殺できます。課税所得を算定する時に、相殺後に為替利益が発生する場合にはその他所得、為替差損が発生する場合には損金算入費用と認められます。

### 資産売却の収入及びスクラップ・廃棄物の販売収入の算定

Official Letter 7205によると、優遇措置を授受する事業活動に直接関連する資産売却の収入及びスクラップ・廃棄物の販売収入は該当事業活動の法人税上優遇措置と同様な優遇措置を授受できます。

### 諸事業活動の利益と損失金の相殺

Official Letter 7205により、当期に発生した諸事業活動間(同様税率/優遇措置又は異なった税率/優遇措置の授受)の利益と損失金の相殺は強制適用となります。

## 損失金繰越控除

Official Letter 7250により、2009年度以降に発生する欠損金については次年度以降5年間以内の課税所得に対して連続的な繰越控除が強制となりました。このOfficial Letterの規則は2009年以前に発生した欠損金繰越控除に関する規則と異なっており、企業は欠損金の繰越控除年度を自由に選定できなくなりました。従って、この規則は免税/減税期間にある企業にとってはデメリットであると考えられます。

## 2009年以前欠損金の処理

2009年以前に発生した欠損金の繰越控除については欠損金発生時点の規則に基づいて行います。

企業は事業活動別の欠損金を計算し、該当事業活動の所得に欠損金を繰越控除する必要があります。事業活動別の欠損金を計算できない場合には、欠損金発生年の各事業活動の売上高対企業総売上高の比率をもとに欠損金を割り当て、繰越控除をします。

## 外国人従業員子女の授業料

外国人従業員子女の授業料手当てについては労働契約書に明確に記載され、一定の条件を満たす場合には、外国人従業員子女の授業料手当てについては法人税の計算に際しての損金算入費用として認められております。この規則は Official Letter 353 と異なっております。

## 失業支援基金

以前に発行されたOfficial Letterのガイダンスに反し、Official Letter7250では企業が自己の社会保険料の計上給与額の3%以下の金額を毎年失業支援基金に引き当てることができると明記されております。更に、この基金の残高には上限の設定はされていません。

## 法人税の年間確定申告の減税額、納付延期税金額と四半期申告との差額に関する処理及び納付期間

免税・減税額または納付延期については年間確定申告を根拠に承認されます。納付期間延期は以下の通り決定されます。

例: 年間確定申告税額と四半期申告の合計税額との差額をAと仮定した場合

ケース	金額	納付期限
A > 0	A	29/10/2010
A < 0	(A - 第1四半期申告額 - 第2四半期申告額) / 2	29/07/2010
	(A - 第1四半期申告額 - 第2四半期申告額) / 2	29/10/2010

## お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ナム・グエン <a href="mailto:nam.nguyen@vn.ey.com">nam.nguyen@vn.ey.com</a>	パートナー
フーン・ヴァー <a href="mailto:huong.vu@vn.ey.com">huong.vu@vn.ey.com</a>	パートナー
セーラ・ジャップ <a href="mailto:sarah.jubb@vn.ey.com">sarah.jubb@vn.ey.com</a>	ディレクター
ジェフ・シー <a href="mailto:jeff.sea@vn.ey.com">jeff.sea@vn.ey.com</a>	ディレクター
ニャン・フイン <a href="mailto:nhan.huynh@vn.ey.com">nhan.huynh@vn.ey.com</a>	シニア・マネージャー
ロネル・アセロン <a href="mailto:ronelle.aceron@vn.ey.com">ronelle.aceron@vn.ey.com</a>	シニア・マネージャー
ティー・アイン・フイン <a href="mailto:thy.anh.huynh@vn.ey.com">thy.anh.huynh@vn.ey.com</a>	シニア・マネージャー
タイン・チュン・グエン <a href="mailto:thanh.trung.nguyen@vn.ey.com">thanh.trung.nguyen@vn.ey.com</a>	シニア・マネージャー
チャン・ファム <a href="mailto:trang.pham@vn.ey.com">trang.pham@vn.ey.com</a>	シニア・マネージャー
テー・ジャー・トラン <a href="mailto:the.gia.tran@vn.ey.com">the.gia.tran@vn.ey.com</a>	シニア・マネージャー
ホアン・ヴァー・ファン <a href="mailto:hoang.vu.phan@vn.ey.com">hoang.vu.phan@vn.ey.com</a>	シニア・マネージャー
トウアン・ディン・ファム <a href="mailto:tuan.dinh.pham@vn.ey.com">tuan.dinh.pham@vn.ey.com</a>	シニア・マネージャー

## 日系企業担当

中島 敬仁  
[Takahito.Nakajima@vn.ey.com](mailto:Takahito.Nakajima@vn.ey.com)

安西 冬樹  
[Fuyuki.Anzai@vn.ey.com](mailto:Fuyuki.Anzai@vn.ey.com)

ハウ ミー スアン カオ  
[Hau.My.Cao@vn.ey.com](mailto:Hau.My.Cao@vn.ey.com)

ズン ティ キム チン  
[Dung.Kim.Trinh@vn.ey.com](mailto:Dung.Kim.Trinh@vn.ey.com)

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction | Advisory

## アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、取引、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している14万4,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、[www.ey.com](http://www.ey.com)をご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2010 Ernst & Young Vietnam Limited.  
All Rights Reserved.  
FEA no. 16000041SS

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図しています。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成する他のメンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

[www.ey.com/vn](http://www.ey.com/vn)